

移住支援金事業開始のお知らせ

この度、国・青森県・東通村が連携し、東京一極集中の是正及び中小企業の人手不足解消のため、平成31年4月1日以降に、東京圏から東通村へ移住し、尚且つ就職した方を対象に最大100万円の移住支援金を支給します。詳しい条件は以下のとおりとなります。

条件①<移住元> 東京23区に在住又は通勤した方

- ・移住直前に、連続して5年以上、東京23区に在住していた方 又は、
- ・移住直前に、連続して5年以上、東京圏※1(条件不利地域を除く)に在住し、かつ東京23区に通勤していた方 ※1 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県

条件②<移住先> 東通村内への移住した方

- ・平成31年4月1日以降に転入し、申請時において転入後3ヶ月以上1年以内の方であること
- ・申請後5年以上継続して移住先市町村に居住する意思があること

条件③<就職先> マッチングサイトに移住支援金の対象として掲載された求人により就職した方

- ・マッチングサイト「Aomori-job」に掲載されている移住支援金対象の求人であること
- ・転勤・出向・出張・研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること
- ・就業者にとって、3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人ではないこと
- ・週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象法人に就業し、申請時において当該法人に連続して3ヶ月以上在職していること
- ・当該法人に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること

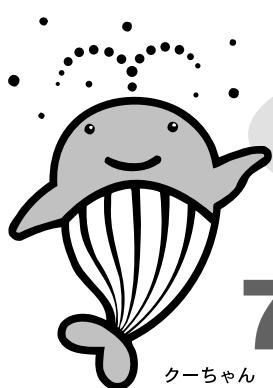
※この他、条件①、②を満たし、県の実施する起業支援金の交付決定を受けた方も対象となります。

支 給 金 額：世帯での移住の場合⇒100万円／単身での移住の場合⇒60万円

申 請 方 法：移住(転入)後3ヶ月以上1年以内に東通村経営企画課への申請が必要です。

注 意 事 項：支給を受けた場合は、申請日から3年未満に青森県内から転出した場合や1年内に要件を満たす職を辞した場合は全額返還、3年以上5年以内に転出した場合は半額返還などの返還義務が発生します。

<問合せ先> 東通村経営企画課 ☎ 27-2111



サマージャンボ7億円
(1等5億円・前後賞各1億円合わせて)
サマージャンボミニ5,000万円
(1等3千万円・前後賞各1千万円合わせて)

この宝くじの収益金は市町村の明るく住みよいまちづくりに使われます。

7月2日㈭ 2種類同時発売! 発売期間 7/2㈰～8/2㈰

公益財団法人青森県市町村振興協会

各1枚 300円